

そこが知りたい！

## 国際税務ニュースレター

### 今回のテーマ： 消費税の役務提供地の内外判定

消費税法上、役務取引の内外判定について判断に迷うことが少なくありません。東京地裁平成22年10月13日判決は過去の事案ですが、実務上参考になる点が含まれているため改めて取り上げることになります。

#### (1) 争点

X(原告)は、訴外A社等との間で締結したスポンサー契約およびレーシングオペレーション契約に基づき、アメリカを中心として開催されるインディーカーレースに参戦しました。Xは当該契約に基づいて受領した契約金について、消費税の課税対象とならないものとして、消費税申告をしたところ、所轄税務署長Yは課税対象になるとして更正処分を行いました。

消費税における課税の対象は、「国内において」「事業者が行った」「資産の譲渡等」の要件を満たす場合、消費税が課されることとなります<sup>1</sup>。本件では契約に基づきXが行った役務提供に対する契約金が、国内取引に該当するか否か、とりわけ本件役務に係る事業所等がどこに所在していたかが争点となりました。

#### (2) 役務提供地の内外判定について

事業者が行った役務の提供(電気通信利用役務の提供を除く)が国内において行われたかどうかは、原則として役務の提供が行われた場所により判定されます。消費税法施行令第6条第2項1号から5項において役務のタイプ別に役務提供地が規定されています。そして、同項6号において前号各号における役務の提供以外のもので国内及び国内以外の地域にわたって行われる役務の提供その他の役務の提供が行われた場所が明らかでない役務の提供場所が明らかでない場合には、役務提供者の事務所等の所在地により判定されることとなります。

役務提供地が明らかでない場合を判定する点について、消費税法基本通達5-7-14では、事業所等に意義について「当該譲渡又は貸付けを行う者に係る事務所等で、当該譲渡又は貸付けに係る契約の締結、資産の引渡し、代金の回収等の事業活動を行う施設をいい、自らの資産を保管するためにのみ使用する一定の場所又は自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者に係る事務所等は、これに含まれない。」と規定されています。

#### (3) 事業所等の意義

上記(2)により役務提供者の事務所等の所在地により判定するとした上で、事務所等の所在地が判定されることとなりました。

Xは、「訴外A社等との間で締結した本件オペレーション契約において、原告のインディー参戦に際しては、訴外A社のインディアナポリスに所在する工場をチームの固定的施設として使用し、レース期間中レース地との往復作業を行う旨が取り決められている。原告は、かかる工場及び年間16又は17レースの各レース場において各レースチームに割り当てられている、いわゆるガレージエリア、ピットエリア及びパーキングエリア等を役務提供の拠点としている。また、各レースにおいては、原告の担当職員をインディアナポリス又は各レース場に派遣するなどして事務を行わせていた。

---

<sup>1</sup>平成27年度改正により、改正後は国内において事業者が行った資産の譲渡等及び特定仕入れについて消費税を課するものとされています。

したがって、インディーに関する各スポンサーとの間の契約の役務提供に係る「事務所等」はアメリカのインディアナポリス及び各レース場に存した以上、本邦において開催された毎年の1レース分を除き、その役務の提供は国外で行われていたものとなる。」と主張しました。これに対し本判決では「「事務所等」とは、役務の提供に直接関連する事業活動を行う施設をいうものと解され、その所在地をもって、役務の提供場所に代わる課税対象となるか否かの管轄の基準としている趣旨からすれば、当該役務の提供の管理・支配を行うことを前提とした事務所等がこれに当たると解されるというべきである。」と判示し、管理・支配機能を有する場所が事務所等に該当することを示しました。

### お見逃しなく！

役務提供の内外判定について、平成27年度税制改正において見直しが行われました。改正前は、国内外にわたって行われることにより役務の提供地が明らかでないものについては、役務提供者の事務所等の所在地によってのみ判定されておりましたが、当該見直しにより、平成27年10月1日から電気通信利用役務の提供<sup>2</sup>については、役務の提供を受ける者の住所等により判定されることとなりました。

---

<sup>2</sup> 電気通信利用役務の提供とは、電子書籍等における電気通信回線を介して行われる著作物の提供および、ネット広告の配信等が該当する電気通信回線を介して行われる役務の提供をいいます。